

青森県報

第二千二百八十八号

平成十六年
二月十三日
(金曜日)

目 次

告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(団体経営改善課) 一
保安林の指定解除予定	(林政課) 一
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港課) 二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課) 三

公 告

県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) 三
県営土地改良事業計画変更の決定	(同) 三
右 同	(同) 三
宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築住宅課) 四
右 同	(同) 四
右 同	(同) 四
右 同	(同) 四
建設業者の許可の取消し	(青森県土整備事務所) 五
右 同	(弘前県土整備事務所) 五
公安委員会	(生活安全課) 六
型式の検定適合遊技機	(同) 六

告 示

青森県告示第八十三号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表今別町東部第一区域の項を次のように改める。

今別町東部第一区域 今別町東部漁業協同組合 の地区のうち、大字砂ヶ 森の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
---	-----------------------

二の表今別町東部第二区域の項を次のように改める。

今別町東部第二区域 今別町東部漁業協同組合 の地区のうち、大字大泊 の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
--	-----------------------

青森県告示第八十四号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下五八の三五

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

用水路用地とするため

青森県告示第八十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十二年一月五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十一条第一項の規定により、平成十六年二月五日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで大間町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十六年二月十三日

大間港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

東京都中央区銀座六丁目一五の一
電源開発株式会社

2 代表者の住所及び氏名

東京都三鷹市下連雀五丁目三の一 四三〇号
取締役社長 中垣喜彦

二 埋立区域

1 位置

A 一区域

下北郡大間町大字奥戸字小奥戸三七六番、三七七番一、三七七番二、三七八番、三七九番、三八〇番、三八一番、三八二番、三八三番及び三八四番の地先公有水面

A 二区域

下北郡大間町大字奥戸字小奥戸三八四番、三八五番、三八六番及び同町大字大間字奥戸下道四五番一〇〇の地先公有水面

2 区域

A 一区域

次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線、 の地点から一一度〇

〇分〇〇秒、二・五二メートルの地点を中心とする半径二・五二メートルの円で
の地点と の地点を結ぶ南西側の円弧、 の地点から②の地点までを順次直線
で結んだ線及び ②の地点と③の地点を結ぶ平成十年の秋分の満潮位（T・P・プ
ラス〇・七一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 国土地理院三等三角点小奥戸（北緯四一度二九分五四秒一五四、東経
一四〇度五四分四七秒一六一）から三四八度二四分二四秒一、〇六〇・
二五メートルの地点

の地点から二八一度〇〇分〇〇秒一〇・八四メートルの地点

の地点から一一度〇〇分〇〇秒一・五三メートルの地点

の地点から二八一度〇〇分〇〇秒三〇九・〇〇メートルの地点

の地点から二六三度一五分一九秒六・三〇メートルの地点

の地点から二八一度〇〇分〇〇秒五六・〇〇メートルの地点

の地点から二六〇度五六分五二秒四・二六メートルの地点

の地点から二八一度〇〇分〇〇秒七六・〇〇メートルの地点

の地点から二七一度二九分二八秒四・〇六メートルの地点

の地点から二八一度〇〇分〇〇秒六七・七五メートルの地点

の地点から三二六度〇〇分〇〇秒三・五六メートルの地点

の地点から二八一度〇〇分〇〇秒九・七三メートルの地点

の地点から三五九度二九分五九秒六三・九二メートルの地点

の地点から三三四度五九分五九秒一三・五六メートルの地点

の地点から六五度〇〇分〇〇秒一三・六〇メートルの地点

の地点から一〇一度〇〇分〇〇秒一五四・六五メートルの地点

の地点から一九一度〇〇分〇〇秒四一・六〇メートルの地点

の地点から一〇一度〇〇分〇〇秒一七八・三三メートルの地点

の地点から一九一度〇〇分〇〇秒一九・〇〇メートルの地点

②の地点から一〇〇度五九分五八秒七九・七四メートルの地点

③の地点から九五度五一分三六秒四〇・二九メートルの地点

④の地点から九三度四八分二七秒四七・四一メートルの地点

⑤の地点から七六度四八分〇九秒四三・〇二メートルの地点

A 二区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成十年の秋

分の満潮位（T・P・プラス〇・七一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

③③の地点 国土地理院三等三角点小奥戸（北緯四一度二九分五四秒一五四、東経一四〇度五四分四七秒一六一）から三四八度二四分〇〇秒一、二五八・三〇メートルの地点

③④の地点 ③③の地点から二五九度五九分五九秒一三・八四メートルの地点

③⑤の地点 ③④の地点から三三五度二三分五三秒一三七・二六メートルの地点

②⑥の地点 ③⑤の地点から二四度二〇分〇九秒八六・八二メートルの地点

②⑦の地点 ②⑥の地点から三三九度二一分五二秒三五・〇八メートルの地点

3 面積

A 一区域 二五、三三五・二九平方メートル

A 二区域 一三、一八〇・九九平方メートル

合計 三八、五一六・二八平方メートル

青森県告示第八十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年二月十六日から施行する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

新あおもり農業協同組合小湊出張所 東津軽郡平内町大字小湊

を削る。

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、長前地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規

定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年二月十六日から同年三月十二日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

鯉ヶ沢町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、薄市地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年二月十六日から同年三月十二日まで

三 縦覧の場所

中里町役場

市浦村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、後谷地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六

項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年二月十六日から同年三月十二日まで

三 縦覧の場所

下田町役場

宅地建物取引業者の免許の取消し

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称

愛ランド開発有限会社

二 代表者の氏名

増澤哲造

三 主たる事務所の所在地

八戸市城下一丁目一の六

四 免許証番号

青森県知事(三)第二六四七号

五 取消年月日

平成十六年二月十三日

宅地建物取引業者の免許の取消し

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称

株式会社潤不動産

二 代表者の氏名

大西尚子

三 主たる事務所の所在地

五所川原市字下り枝九の三

四 免許証番号

青森県知事(一)第三〇〇六号

五 取消年月日

平成十六年二月十三日

宅地建物取引業者の免許の取消し

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称

有限会社金友不動産

二 代表者の氏名

中村瞳

三 主たる事務所の所在地

五所川原市字下り枝九の三
免許証番号

四 青森県知事(一)第二九六六号
取消年月日
平成十六年二月十三日

宅地建物取引業者の免許の取消し

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称

有限会社橋本開発

二 代表者の氏名

橋本勝人

三 主たる事務所の所在地

上北郡百石町字下川原七の三

四 免許証番号

青森県知事(一)第二九二三号

五 取消年月日

平成十六年二月十三日

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 古山左官
二 氏名 古山 丙午

三 主たる営業所の所在地 青森市大字安田字近野一―二の一〇
四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一〇〇〇六五号

五 取消年月日 平成十六年二月二日

六 取消しに係る建設業の許可

左官工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 鎌田技建

二 氏名 鎌田 仁郎

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡浪岡町大字本郷柳田七九の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四五八号

五 取消年月日 平成十六年二月二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十條第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十六年二月十三日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRがんばれ桃太郎Z	株式会社メーシー販売
"	CR力道山HN	サミー株式会社
"	CRヌーボーヌーボース	タイヨーエレクトク株式会社
"	CRヌーボーヌーボース	"
"	CRヌーボーヌーボース	"
"	CRヌーボーヌーボース	"
"	CRヌーボーヌーボース	"
"	CRヌーボーヌーボース	"
"	CRヌーボーヌーボース	"
"	CRヌーボーヌーボース	奥村遊機株式会社
"	CRモグツテお宝T5SS	"
"	CRモナコパーティHC	"
"	CRモナコパーティTS	"
"	CRモナコパーティFC	"
"	モナキストFD	"

回胴式遊技機	"	CRトツプクルージングHNA	株式会社まさむら遊機
"	"	CRトツプクルージングHNB	"
"	"	CR暴れん坊將軍C	株式会社藤商事
"	"	CR暴れん坊將軍S	"
"	"	CR・新名画XJ	株式会社平和
"	"	CR・新名画YJ	"
"	"	シンドバッドアドベンチャー エノモトカナコデドウデスカ	株式会社エレコ

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭